

午前十時開議

○加藤たいき委員長 ただいまから企画総務常任委員会を開会いたします。

○加藤たいき委員長 そのべ委員は、本日、欠席でございますので御報告いたします。

本日は、議案審査等を行います。

それでは、1議案審査に入ります。

まず、議案第五号「令和七年度世田谷区一般会計補正予算（第六次）」、議案第六号「令和七年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第二次）」、議案第七号「令和七年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算（第二次）」、議案第八号「令和七年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第二次）」及び議案第九号「令和七年度世田谷区学校給食費会計補正予算（第二次）」の五件を一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認め、議案第五号から議案第九号までの五件につきまして、一括して議題といたします。

本五件について、理事者の説明を求めます。

○山下財政課長 それでは、議案第五号から第九号の補正予算案五件につきまして説明いたします。

補正予算書の右上のページ番号で九ページをお開きください。議案第五号「令和七年度世田谷区一般会計補正予算（第六次）」でございます。

まず、第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ百六十九億五千二百五十七万二千円を追加し、歳入歳出それぞれ四千三百七億二千五百五十九万二千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次の一〇ページから一三ページに記載をしております「第一表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第二条の繰越明許費につきましては、一四ページから一六ページに記載をしております「第二表繰越明許費補正」のとおりでございます。

次に、第三条の債務負担行為につきましては、一七ページに記載の「第三表債務負担行

為補正」のとおりでございます。

次に、二一ページまでお進みいただきまして、議案第六号「令和七年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第二次）」でございます。

まず、第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ一億五千九百三十九万九千円を追加し、歳入歳出それぞれ八百二十八億三百七十万八千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次の二二ページから二三ページに記載の「第一表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、二七ページまでお進みいただきまして、議案第七号「令和七年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算（第二次）」でございます。

第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ二億六百二十七万三千円を追加し、歳入歳出それぞれ二百七十九億六千六百九十七万二千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次の二八ページに記載の「第一表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、三一ページまでお進みいただきまして、議案第八号「令和七年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第二次）」でございます。

第一条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八千六百三十四万九千円を追加し、歳入歳出それぞれ七百六十七億二千七百二十六万七千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、三二ページから三三ページに記載の「第一表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、三七ページまでお進みいただきまして、議案第九号「令和七年度世田谷区学校給食費会計補正予算（第二次）」でございます。

第一条です。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ六百万円を追加し、歳入歳出それぞれ三十九億五千二百六十三万九千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次の三八ページに記載の「第一表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

個別事業の補正内容につきましては、既に委員の皆様にご説明させていただいたとおり

でございます。詳しくは、三二九ページから三四一ページに各会計歳出事業概要を掲載しておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

○大庭正明委員 この中で、今年度の人事委員会勧告に基づいて人件費の額が上がる議案はどれですか。

○山下財政課長 それぞれの会計には及んでいるんですけども、一般会計でいいますと、ページ番号でいきますと、三二九ページの各会計歳出事業概要のうち、㊤職員の人件費、これが一般会計の分になってございます。これが総額で十五億円ほどになってございまして、そのほか特別会計のところにつきましても、三四一ページに特別会計の補正額がございしますが、こちらにも人勸を踏まえた職員費の増が含まれているものでございます。

○大庭正明委員 学校給食費会計にも及んでいますか。

○山下財政課長 及んではおりますけれども、基本的には……。すみません、ちょっとはっきり確認しないと分かりません。ごめんなさい。

○大庭正明委員 重要な質疑なので、含まれているのか含まれていないのかというのは正確に答えないと、議案審査なので正確に教えてください。分かりませんか、分かりませんと。

○山下財政課長 学校給食費会計に係る職員の人件費にも人勸の影響は及んでおりますけれども、ちょっと今回の補正では、学校給食費会計としては計上していないというところがございます。

○大庭正明委員 それは重要なことですよ。ちょっと注意してほしいんですね。その一言一言に、お金のことですから、我々は前回の四定で給与条例には反対していることから、給与条例に反対している関係上のものが載っている場合にはチェックすることになっておりますので、それが入っているか入っていないかということは、入っていないと僕は、会計上、見れば職員費は載っていませんから、入っていないんだろうと思って確認したわけです。

もう一つ、質問したいんですけども、補正予算の、これは一般のほうで関わっているんですけども、人数は減っているけれども、前倒しの案件が多くなったので残業代が増えたというような記述があると思うんですけども、確かに前倒しの、次の年にやろうと

思ったものを前倒しにするから、仕事量が増えるから残業代が増えるという理屈は、金額としては分かるんですけども、一方で、繰越しになっているものがありますよね。つまり今年やるつもりだったのが、今年やれなかったということの関係からすると、その差っ引きでいっても残業代のほうが多くなったということなんですか。

○**山下財政課長** まず、先ほど御質問いただいた学校給食費会計につきましては、そもそも給食費会計のほうに職員費は計上しておらず、学校給食に係る職員費については全て一般会計に計上しているものでございました。大変失礼いたしました。

あと、時間外につきましては、基本的には、なかなか各部での実態のところは把握し切れていないところがございますけれども、人勸の影響により、そもそも単価が上がってきているというようなところと、事業の繰越しにつきましては、それぞれ大体工事関係の事業が多くなってございまして、入札の不調等によりスケジュールを後ろ倒しにしたりだとか、関連する工事のスケジュールに合わせた形でスケジュールを変更にしたとかというようなところになってございまして、それと時間外との直接的な関係がどの程度あるのかというところは把握はしてございません。

○**大庭正明委員** だって、前倒しで残業代が増えたと書いてあるんだったら、後ろ倒しになって、その残業代はどう影響するのかというのは当然考えておいてもらわないと、プライマイ・ゼロじゃないかというふうに、読んでいる人はそう思ったりするんじゃないんですかということで、それは今後注意していただきたいというふうに、意見にしておきます。

○**加藤たいき委員長** 意見に入らせていただきます。

本五件について御意見がありましたら、どうぞ。

○**大庭正明委員** 本五件のうち、最後の学校給食会計は、今年度の人事委員会勧告とこの予算については関係していないということで、ほかは条例に反対した立場ですので、その流れでいけば、当然これにも、最後のを除く四件については反対という意見です。

○**坂本みえこ委員** 日本共産党世田谷区議団は、後期高齢者医療会計については、当初予算の問題を是正するものではないということで反対いたします。

なお、一般会計については、意見を申し上げますと、約百億円の繰越財源がある中で、使い残しの多くを基金の積み立てに充てており、区民の暮らし向きが苦しいという声が大きい中で、暮らしのためにもっと積極的に活用するべきだと考えます。

○**羽田圭二委員** 主に一般会計に対する意見ですが、人事委員会勧告に基づく給与改定、それから介護人材確保に向けた支援、子ども・子育て関連施設への物価高、高騰対策の実

施などを速やかに実施するよう求め、賛成いたします。ほかも賛成です。

○加藤たいき委員長 では、採決に入らせていただきます。割れましたので、三回に分けてお諮りいたしたいと思います。

まず、議案第五号、議案第六号、議案第八号についてお諮りいたします。採決は挙手によって行います。

本三件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤たいき委員長 挙手多数と認めます。よって議案第五号、議案第六号、議案第八号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第七号についてお諮りいたします。採決は挙手によって行います。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○加藤たいき委員長 多数と認めます。よって議案第七号は原案どおり可決と決定いたしました。

最後に、議案第九号についてお諮りいたします。

議案第九号について、原案どおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第九号は原案どおり可決と決定いたしました。

---

○加藤たいき委員長 次に、議案第十号「世田谷区組織条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○小泉政策企画課長 議案第十号「世田谷区組織条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件は、環境政策、清掃及びリサイクル事業に係る政策等を総合的に推進するため、組織を改正する必要があるため御提案申し上げた次第でございます。

改正内容につきましては、二月三日の本委員会で御説明をさせていただいたところでございます。

また、施行予定日につきましては、令和八年四月一日としてございます。

簡単ですが説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 それでは、意見に入ります。

意見がありましたら、どうぞ。

○羽田圭二委員 今般の提案は、今説明がありましたように、清掃・リサイクル部と環境部の統合ということが議案の中身だと思えます。その際は、プラごみ分別回収とふれあい収集、この間行われてきた事業展開もありますが、特にプラごみ分別回収の新たな展開もあります。それから、これまで行われてきた災害時対応、これらに十分対応できるような人的配置の確保、このことを求めて賛成いたします。

○加藤たいき委員長 採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第十号は原案どおり可決と決定いたしました。

---

○加藤たいき委員長 次に、議案第十一号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び議案第十二号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の二件を一括して議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認め、議案第十一号及び議案第十二号の二件につきましては、一括して議題といたします。

本二件について、理事者の説明を求めます。

○木田職員厚生課長 議案第十一号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び議案第十二号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして一括して御説明させていただきます。

この二つの条例につきましては、管理職員及び技能系職員に係る給与制度等を改正する必要があるため、条例の一部を改正する必要が生じたので御提案させていただいております。

改正の内容につきましては、二月三日の本常任委員会で御説明したとおりでございます。

なお、施行日につきましては、令和八年四月一日となります。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○羽田圭二委員 そのうちの改正内容で、以前説明された部分ですが、部長級に関わる昇給級数の改正の点についてお聞きしておきたいと思います。

一つは、部長になって、病休だとか休職を取った場合、それらはこの欠格条項に入るのかどうか。この点について、まずお聞きします。

○木田職員厚生課長 期間にもよりますけれども、期間によっては昇給に影響が出るというところはございます。

○加藤たいき委員長 それでは、意見に入ります。

本二件について御意見がありましたら、どうぞ。

○大庭正明委員 十一号、十二号については、第四回定例会で給与条例が出たときに反対しましたので、その同じ理由で反対いたします。

○羽田圭二委員 部長級の先ほど質問をいたしました、部長級に関わる昇給号給数の変更、勤務成績による判断で昇給を行うという考え方ですが、公平公正な判断が得られるよう求め、賛成といたします。

○加藤たいき委員長 採決に入ります。

採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本二件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤たいき委員長 挙手多数と認めます。よって議案第十一号及び議案第十二号の二件は原案どおり可決と決定しました。

---

○加藤たいき委員長 次に、議案第十三号「世田谷区手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○中西総務課長 それでは、議案第十三号「世田谷区手数料条例の一部を改正する条例」

について御説明いたします。

マンションの建て替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、マンションの容積率の特例許可申請に関する規定を改め、併せて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び建築基準法施行令の改正に伴い、規定の整備を行う必要があるため、御提案した次第でございます。

内容につきましては、二月三日の当委員会で御報告したとおりでございます。

また、施行日でございますが、マンションの建て替え等の円滑化に関する法律の改正に伴うマンションの容積率の特例許可申請に関する規定の改正につきましては令和八年四月一日を、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴う規定の整備につきましては令和八年五月一日を、建築基準法施行令の改正に伴う規定の整備につきましては公布の日を予定してございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 意見に入ります。

意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第十三号は原案どおり可決と決定いたしました。

---

○加藤たいき委員長 次に、議案第十四号「世田谷区立瀬田小学校校庭整備他工事請負契約」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○谷澤経理課長 議案第十四号「世田谷区立瀬田小学校校庭整備他工事請負契約」について御説明いたします。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であることから、世田谷区議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき御提案するものでございます。

詳細は二月三日開催の本委員会で御説明を行っております。

次ページへお進みください。1の契約の目的、2の契約の方法は記載のとおりでございます。

3 契約金額は二億七千三百五万八千円でございます。

4 契約の相手方は、日勝スポーツ工業株式会社でございます。

5の工期は、令和八年十一月三十日でございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 意見に入ります。

意見がある方がいらっしゃいましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第十四号は可決と決定いたしました。

---

○加藤たいき委員長 次に、議案第十五号「世田谷区立弦巻中学校改築等電気設備工事請負契約」を議題といたします。

本件について、理事者の説明をお願いします。

○谷澤経理課長 議案第十五号「世田谷区立弦巻中学校改築等電気設備工事請負契約」について御説明いたします。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、御提案するものでございます。

詳細は、二月三日開催の本委員会で御説明を行っております。

次ページへお進みください。1の契約の目的、2の契約の方法は記載のとおりでございます。

3の契約金額は八億百七十九万円でございます。

4の契約の相手方は、旭・大雄建設共同企業体でございます。

5の工期は、令和十一年二月二十八日でございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○加藤たいき委員長 ただいま説明に対し御質疑がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 意見に入ります。

意見がある方は、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第十五号は可決と決定いたしました。

---

○加藤たいき委員長 次に、議案第十六号「世田谷区立桜丘幼稚園改修工事請負契約」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○谷澤経理課長 議案第十六号「世田谷区立桜丘幼稚園改修工事請負契約」について御説明いたします。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき御提案するものでございます。

詳細は、二月三日開催の委員会で御説明を行っております。

次ページへお進みください。1の契約の目的、2契約の方法は記載のとおりでございます。

3の契約金額は二億三千三百二十万円でございます。

4 契約の相手方は、東光建設株式会社でございます。

5 の工期は、令和九年二月二十六日でございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○加藤たいき委員長 ただいま御説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 意見に入ります。

意見がある方がいらっしゃいましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第十六号は可決と決定いたしました。

---

○加藤たいき委員長 次に、議案第十七号「補助第二一六号線四号橋整備工事（下部工）請負契約変更」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○谷澤経理課長 議案第十七号「補助第二一六号線四号橋整備工事（下部工）請負契約変更」について御説明いたします。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約の変更であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき御提案するものでございます。

詳細は、二月三日開催の本委員会で御説明を行っております。

次ページへお進みください。変更内容でございます。契約金額についてですが、議決金額は十四億八千九百八十四万円、既定金額は、専決処分を経たもので十五億四千四百五十万四千五百円、変更金額は十七億五百六十八万四千五百六十三円でございます。

続いて、変更理由でございます。まず一点目が、工事請負契約約款第二十五条第六項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要性が生じたためでございます。二点目が、工事に伴い発生した土砂が土壌汚染対策法の基準不適格土壌である

ことが判明し、搬出先の変更が必要となったためでございます。そして、三点目が、くい  
の施工時に液状の余剰セメントが想定以上に発生したことにより、バキューム車による吸  
引、運搬処理が必要となったためでございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○加藤たいき委員長 ただいま説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 意見に入ります。

意見がある方は、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第十七号は可決と決定いたしまし  
た。

---

○加藤たいき委員長 次に、議案第十八号「世田谷区成城五丁目、六丁目付近枝線工事請  
負契約変更」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○谷澤経理課長 議案第十八号「世田谷区成城五丁目、六丁目付近枝線工事請負契約変  
更」について御説明いたします。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約の変更であることから、世田谷区  
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に御提案す  
るものでございます。

詳細は、二月三日開催の本委員会で御説明を行っております。

次ページへお進みください。変更内容でございます。契約金額ですが、議決金額は二億  
千二百三十万円、変更金額は一億四千六百六十万五千二百円でございます。

変更理由は、工事着手後、掘削により道路下の埋設物と雨水管との干渉が判明し、推進  
工事区間の中止が生じたためでございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○加藤たいき委員長 ただいま説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、意見に入ります。

意見がある方は、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第十八号は可決と決定いたしました。

---

○加藤たいき委員長 次に、議案第十九号「財産（世田谷区本庁舎東二期棟及び西二期棟開設に伴う一般什器、備品等）の取得」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○谷澤経理課長 議案第十九号「財産（世田谷区本庁舎東二期棟及び西二期棟開設に伴う一般什器、備品等）の取得」について御説明いたします。

本件は、予定価格が六千万円以上の財産の取得であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条に基づき御提案するものでございます。

詳細は、二月三日開催の本委員会で御説明を行っております。

次ページへお進みください。1の取得物及び2の契約の方法は記載のとおりでございます。

3の契約金額は七億九千六百四十万円でございます。

4契約の相手方は、株式会社三陽堂でございます。

5の納期は、令和九年一月十二日でございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、意見に入ります。

意見がある方は、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第十九号は可決と決定いたしました。

以上で1議案審査を終わります。

-----  
○加藤たいき委員長 次に、2報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦第一回定例会提出予定案件（追加）について、議案①世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明をお願いします。

○小泉政策企画課長 世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

一ページでございます。1の改正主旨です。一般財団法人世田谷トラストまちづくりにおきまして、このたび公益財団法人へ移行することに伴いまして、財団名を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

2の改正内容でございますが、財団名、一般財団法人世田谷トラストまちづくりを、公益財団法人世田谷トラストまちづくりに改めるものでございます。

3の施行予定日につきましては、令和八年四月一日からの施行ということでございます。

なお、資料の二ページ以降に別紙といたしまして、新旧対照表をおつけしてございます。附則に記載されている部分に変更ということになりますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

5の今後のスケジュールにつきましては記載のとおりでございます。先ほど申し上げました四月一日の施行を予定してございます。

条例改正の説明につきましては以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑ありました、どうぞ。

○真鍋よしゆき委員 公益法人法が改正というか、できて、公益財団法人になるか、一般

財団法人になるか、解散するかという選択に迫られて、この団体は一般財団法人になったわけです。だから、そのとき公益財団法人にならなくて一般財団法人になった理由、それから、今回、一般財団法人から公益財団法人に移行ができるという理由、端的に教えてください。

○**小泉政策企画課長** 今回、四月から公益財団ということで、ようやく公益認定をされたということでございます。この公益認定になることのメリットとしては、公益財団法人になることは公益目的事業が主力というふうになりますので、社会的にも高い信頼性が得られる、また、責任がそれだけ付与されるということで重くはなりますけれども、例えば事例としてありますのが、税制上の優遇措置というのが挙げられます。その点が、今まで寄附が集められなかったとかという点がありますが、公益財団法人化することによってそういった寄附の集め方ができるということで、メリットがあると見込んでいます。

また、平成二十年に、一般財団法人から公益をずっと目指しているということがございましたが、やはり公益事業がなかなかトラストまちづくりではできないということで、例えば工事の請負契約ですとかそういうところが主で担えている部分があると。今回、四月から、新たに学校等で新しい包括管理業務が始まりますので、その部分がトラストまちづくりから業務としては外れるという経緯もございまして、公益事業により手が広げられるという観点から、二月に開かれましたが、このたび東京都の審査会において公益認定が得られたという状況でございます。

---

○**加藤たいき委員長** 次に、議案②公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を願います。

○**山田人事課長** 私からは、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

1の改正主旨でございます。一つ前の案件と近い案件でございますが、一般財団法人世田谷トラストまちづくりが、記載の法律に基づく公益財団法人への移行に伴い財団名を変更するため、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を、令和八年第一回区議会定例会へ御提出するものでございます。

2の改正内容については、同じですけれども、財団名、一般財団法人世田谷トラストまちづくりを、公益財団法人世田谷トラストまちづくりに変更するものでございます。

3の施行予定日は、令和八年四月一日となっております。

4の条例の新旧対照表は、二ページ以降のとおりでございます。後ほどお目通しのほどお願いいたします。

5今後のスケジュールも記載のとおりでございます。

私からの説明は以上です。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 ◎令和七年国勢調査の進捗状況について、理事者の説明をお願いします。

○上原政策経営部副参事 それでは、令和七年国勢調査の進捗状況についてにつきまして御報告いたします。

令和七年に実施した国勢調査に関しては、昨年七月二十九日の本委員会において実施計画の報告をしたところです。本日は、現在の進捗について報告をする趣旨です。

それでは、お手元の資料を御覧ください。1の調査状況です。令和七年九月二十日から三十日の間に、調査員が区内の世帯を訪問して調査書類を配布し、十月七日を回答期限として調査を実施しました。この際、何度訪問しても説明が困難と見込まれる場合は、調査書類配布時に説明は行わず、居住していることが確認できれば調査書類一式を郵便受けなどに入れて配布しました。

現在は、区職員による書類の審査、点検作業を実施中で、三月中旬頃に調査書類を東京都に提出予定です。

次に、2調査員の従事状況です。今回、調査終了まで従事した調査員は三千九百五十五名でした。内訳は、町会・自治会の推薦が二千六百十二人、区職員が八百四十二人、公募等その他が五百一人です。

3の調査書類の回答状況です。先ほど申し上げたとおり、現在区では書類の最終的な審査、点検作業中であり、世帯数、人口数等について具体的な数値を区から公表できるのは、五月末に予定されている国での速報公表以降となります。今回お示ししているのは、集計中の書類の状況から把握した回答状況でございます。

結果としては、インターネットでの回答が四五%、郵送または調査員の回収が二〇%で、合わせて六五%の回答率でした。前回と回答率は同程度でございましたが、インターネットの利用が増え、郵送での回答は減っています。

居住していることを確認したが回答がなかった世帯三五%については、住民基本台帳の情報等を用いて調査書類の補記を行っています。総数約五十一万件となる見込みです。

4 今後の予定です。三月中旬に、区から都へ調査書類を取りまとめて提出いたします。五月に、国勢調査の速報値として国から人口速報集計が公表されます。区では、その後、議会報告を行う予定です。

九月には、今度は確報として国から人口等基本集計が公表されます。こちらも区ではその後、議会報告を行う予定としております。

説明は以上です。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○加藤たいき委員長 ㊦令和八年経済センサスー活動調査の実施について、理事者の説明を願います。

○大谷政策研究・調査課長 それでは、私からは、令和八年経済センサスー活動調査の実施について御報告いたします。

まず、1 調査名称ですが、記載のとおり、令和八年経済センサスー活動調査です。経済センサス調査の種類といたしましては、組織の基本的な事項を問う基礎調査と、経済活動に関する詳細な事項を問う活動調査がございますが、令和八年度には五年に一度となる活動調査を実施いたします。

2 調査期日は、記載のとおり、令和八年六月一日です。

調査目的ですが、経済センサス調査は、全産業分野の売上げや費用等の経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所、企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とするものでございます。

調査主体は、総務省、経済産業省です。

5 の調査体系ですが、国、地方公共団体の事業所を除く事業所、企業を対象とする調査である甲調査と、毎年実施している国、地方公共団体の事業所を対象とする乙調査に分かれます。また、事業所の規模に応じて国や都、区が行う直轄調査と、区の調査員が行う調査員調査に分かれます。

二ページ目にお移りください。甲調査の概要でございます。まず、㊧調査対象でござ

いますが、国、地方公共団体の事業所を除き、また、個人経営の農林漁業、家事サービス業、外国公務の事業所等を除く全国全ての事業所及び企業が対象となります。

続きまして、調査方法でございます。過去の調査結果により把握している事業所、以下存続事業所と言いますが、この存続事業所に対して、国からインターネット回答に必要な書類を郵送いたします。その上で、調査員が未回答の事業所及び実地確認により、新たに把握した事業所、これを新設事業所と言いますが、これらに対して紙の調査票を含む調査書類一式を直接配付いたします。

㊦調査区分ですが、まず、①調査員調査から御説明します。調査対象としては、後ほど御説明いたします存続事業所のうち、直轄調査の対象ではない事業所と新たに把握した新設事業所が対象でございます。

調査方法としては、資料に記載してあります㊧から㊨、まず、㊧が、国が存続事業所に対してインターネット回答に必要な書類を郵送いたします。調査員が担当の調査区域内を巡回しまして、外観から全ての事業所の活動の有無を確認し記録いたします。調査員がインターネットで未回答の存続事業所及び活動状況の有無が確認できた新設事業所に対し、紙の調査票及びインターネット回答に必要な書類を配布いたします。㊨区では、インターネットまたは郵送による回答を原則とし、事業所から要望があった場合のみ、調査員による調査票の回収を行います。㊨回答期限までに未回答の事業所に対しては調査員が回答依頼を配布し、それでも未回答の事業所に対して、区から督促状を郵送し、督促を行う形で進めてまいります。

続いて、②の直轄調査について御説明いたします。直轄調査の調査対象は、存続事業所のうち、複数の事業所を有する企業や従業員三百人以上の単独事業所等が対象となります。

イの調査方法でございますが、㊧に記載のとおり、国からの書類送付及び調査員による事業所の活動状況の確認を行います。調査員調査と異なり、調査員による調査書類の配布及び調査票の回収は行いません。㊨のとおり、国から督促してもなお未回答の事業所に対しては、区が郵送により督促を行います。

㊩主な調査項目ですが、記載のとおり、①産業共通の基本的事項である事業所の名称、所在地、従業員数、主な事業の内容、経営組織、売上・費用等の経理事項と、産業別の特性事項として、それぞれの産業に応じた活動内容を調査いたします。

続いて、三ページにお進みください。㊨の世田谷区の調査規模ですが、区内五百調査

区で約四万五千の事業所が対象となります。そのうち調査員調査の対象となります事業所は約三万五千事業所を見込んでおりまして、おおむね三百四十名程度の調査員で実施する予定としております。

なお、調査員については、区の職員、あるいは区の登録調査員ですとか、そういった中から任用いたしまして、町会や自治会等への調査員募集の依頼を行う予定はございません。

㊦周知方法は、記載のとおりでございます。

㊧乙調査の概要ですが、乙調査の調査対象は、記載にあるとおり、区の事業所、本庁、総合支所、出張所・まちづくりセンター、小中学校、幼稚園、児童館、新BOP、保育園、図書館等が対象となります。庁内各部から調査回答を得る形で実施します。

㊨主な調査項目は、記載のとおりでございます。

8 予算は六千七百六十四万四千二百四十六円で、全額都支出金を充当することを見込んでございます。内訳は記載のとおりでございます。

9 今後の予定は、三ページから四ページに記載のとおりでございます。

㊩の調査でございますが、甲調査は令和八年四月上旬に、国から存続事業所へのインターネット回答書が郵送され、その後、記載のとおりスケジュールで実施する予定でございます。

②乙調査については、令和八年五月下旬から記載のとおりに行っております。

調査結果は、㊦の公表にあるとおり、令和九年五月末に速報集計が公表され、九月下旬から十年三月にかけて順次確報集計が公表される見込みでございます。

五ページから八ページに、国のチラシを添付しておりますので御参照ください。

私からの説明は以上です。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 次に、㊪衆議院議員選挙の不在者投票における氏名等一覧の取り違えについて、理事者の説明を願います。

○好永選挙管理委員会事務局長 このたびは、有権者の貴重な一票が無効となってしまうあってはならない事案を発生させてしまいました。御迷惑をおかけした選挙人の方をはじめ、有権者である区民の皆様、区議会の皆様に心よりお詫び申し上げます。大変申し訳ご

ございませんでした。

それでは、衆議院議員選挙における不在者投票の氏名等一覧取り違えについて御報告いたします。

1の主旨でございます。令和八年二月八日執行の衆議院議員小選挙区選出議員選挙におきまして、滞在先等における不在者投票において、東京都第五区と東京都第六区の公職の候補者の氏名及び党派別の一覧を相互に取り違えて送付する事案を発生させてしまいました。

2の事故の概要でございます。㊦発覚の経緯でございます。令和八年二月五日本曜日、滞在地における不在者投票を行った選挙人から、誤った選挙区の氏名等一覧が同封されており、それに基づき投票を実施したとの申出が直接選挙管理委員会に電話でございました。調査をいたしました結果、選挙管理委員会にて、二月二日月曜日に不在者投票に係る投票用紙等を十二名、内訳は五区七名、六区五名の選挙人に送付した際、参考として同封しました氏名等一覧につきまして、五区と六区を相互に取り違えていたことが判明いたしました。

㊧対応でございます。十二名の当該選挙に電話により、投票状況を確認いたしました。誤って送付したことについて併せておわびをいたしました。それに伴いまして、まだ投票していない七名に対しましては、送付いたしました氏名等一覧を破棄してもらい、正しい候補者をインターネット等で確認の上、投票していただくよう御案内いたしました。また、既に投票を実施した五名のうち、投票する候補者を記憶していて正しい選挙区の候補者に投票した一名を除く四名、内訳は五区二名、六区二名でございますが、この四名に対しましては、不在者投票が完了してしまっていることから、再度投票用紙を交付することはできない旨説明し、重ねて謝罪をいたしました。

なお、他の選挙区の候補者の氏名が記載された票は、候補者でない者の氏名を記載したもものとして無効となります。

㊨原因でございます。五区、六区それぞれの不在者投票事務を一括して行っているため、送付物を取り違えないよう二重の確認を行うこととなっておりますが、二月二日は開票の事務説明会が重なったことによりまして、説明会の受付や運営の職員をはじめ、上役三人も説明会に出席していたため人手が不足し、二重の確認を怠ってしまった結果、封入内容に誤りが生じてしまいました。

3再発防止でございますが、選挙事務に係る作業においては、選挙人の貴重な投票の機

会を逸することがないように、作業における人員配置の見直しやチェックのみを行う工程をつくるなど、作業マニュアルを更新して再発防止に努めてまいります。

このたびは大変申し訳ございませんでした。御報告は以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○加藤たいき委員長 次に、㊦その他ですが、ほかに区側から報告事項はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 これで報告事項を終わります。

---

○加藤たいき委員長 次に、3 請願の継続審査についてお諮りいたします。

令五・三号「国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情」外六件を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○加藤たいき委員長 次に、4 閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

- ㉒ 区政の総合的企画及び調整について
- ㉓ 行財政運営について

とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○加藤たいき委員長 次に、5 協議事項に入ります。

㊧参考人の出席要請について協議いたします。資料を御覧ください。

前回の委員会以降、理事者とも協議し、四月二十三日木曜日午前十時から、また、5 その他に記載のとおり、団体において人事異動があった場合は、その職責にある者を参考人として出席要請するとして、資料案のとおり参考人招致を行うことで整理させていただき

ました。

日程も含めて、資料のとおり参考人の出席を求めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 それでは、そのように決定いたします。

---

○加藤たいき委員長 次に、㊦次回委員会の開催についてですが、先ほど報告がありました財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例外一件について、三月二日の本会議で当委員会に付託される予定です。正式に付託されれば議案審査を行うため、事前に調整させていただいたとおり、三月十八日の水曜日、予算特別委員会の文教所管質疑及び広報小委員会終了後に開催するということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 それでは、そのように決定いたします。

また、その次の委員会についても確認いたします。年間予定である四月二十二日水曜日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 それでは、四月二十二日の水曜日午前十時から開催することと決定いたします。

なお、四月二十三日は外郭団体の報告を聴取する委員会を開催するため、二日連続の開催となりますのでよろしくお願いします。

---

○加藤たいき委員長 そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○加藤たいき委員長 以上で本日の企画総務常任委員会を散会といたします。

午前十時五十一分散会

---